

内閣参質一六六第二六号

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員荒井広幸君提出都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員荒井広幸君提出都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問に対する答弁書

一、三、四、六及び八について

お尋ねの事項については、政府として承知しておらず、また、新たに調査することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

二について

公共事業の竣工式^{しゅん}において行われる竣工式や修祓式^{しゅ}は、法令に基づくものではなく、政府として詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。また、起工式等についても同様である。

五について

都道府県の発注した公共事業において、各都道府県知事の判断により、受注企業が主催者である修祓式に、知事が出席し玉串^{たまぐし}を奉奠^{てん}する例もあることは承知しているが、詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。

七について

各都道府県知事の判断により、都道府県の発注した公共事業において建立された記念碑等に知事の氏名を刻する例もあることは承知しているが、詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。また、都道府県の発注した公共事業において知事の氏名を刻した記念碑等を建立することは、一般的には、選挙運動に該当せず、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に違反しないものと考えているが、個別の事案が同法に違反するか否かについては具体の事実に即して判断されるべきものと考えている。

九について

政府としては、「公共事業」という通称を御提案の「みんなの財産」という通称に改名することは考えていないが、公共事業のイメージの向上に向けて、公共事業の必要性の理解促進に向けた広報活動等により引き続き積極的に取り組んでいく所存である。